

総務省行政相談センター
まぐみみ 岐阜

平成30年7月豪雨災害 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

平成30年7月豪雨災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省岐阜行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

給水、廃棄物（ごみ）に関する情報等については、お住まいの市町村にご確認ください。

◇ 電話による相談受付： 平日：8時30分～17時15分 職員対応
058-246-1100 休日及び17時15分～8時30分 留守電話受付

◇ 来所による相談受付
所在地：岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎2階 岐阜行政監視行政相談センター

◇ インターネットによる相談受付
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



◇ FAXによる相談受付
058-248-6755

（注）ガイドブックの情報は、平成30年7月27日時点の情報で作成しています。

まぐみみ 岐阜



総務省行政相談センター

総務省 岐阜行政監視行政相談センター
岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎2階
電話：058-246-1100
FAX：058-248-6755

(注) 関係各機関等における支援策等については、随時、追加、変更し、当局ホームページに掲載してまいります。<http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/gifu.html>

災害救助法適用市町村：高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、坂祝町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村、岐阜市、美濃市、富加町、川辺町

目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 5)
- 3 被災住宅の応急修理等 (P. 5)



お金のこと

- 4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (P. 6)
- 5 災害援護資金の貸付 (P. 6)
- 6 生活福祉資金の貸付 (P. 7)
- 7 住宅の建設、補修等の融資 (P. 7)
- 8 住宅ローンの返済 (P. 8)
- 9 雇用保険に関する特別措置及び雇用調整助成金 (P. 8)
- 10 労働保険 (P. 9)



役所の手続きのこと

- 11 国税の特別措置 (P. 10)
- 12 県税の特別措置 (P. 11)
- 13 市町村税の特別措置 (P. 11)
- 14 公共料金の減免措置 (P. 12)
- 15 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 13)
- 16 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 14)
- 17 運転免許証の再交付 (P. 14)
- 18 自動車の廃車手続き等 (P. 15)
- 19 特定非常災害の指定により講じられる措置 (P. 16)



民間の手続きのこと

- 20 損害保険 (P. 17)
- 21 生命保険の契約内容 (P. 17)
- 22 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 18)
- 23 法律相談等の窓口 (P. 18)
- 24 消費生活相談窓口 (P. 19)



医療・健康のこと

- 25 医療機関の受診 (P. 20)



教育のこと

- 26 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 21)



事業者の方へ

- 27 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 22)
- 28 会社・法人の印鑑カード等を紛失した場合 (P. 23)
- 29 農林漁業関係の復興支援 (P. 23)



そのほかの情報

- 30 発達障害のある方の支援 (P. 24)
- 31 災害ボランティア (P. 24)
- 32 ペット動物に関する相談窓口 (P. 25)
- 33 太陽光発電システムに関する相談窓口 (P. 26)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町村における「り災証明」の相談窓口は以下のとおりです。
(発行には、本人確認書類、被災状況が分かる写真等が必要です。)

市町村	担当部署	電話
高山市	高山市福祉課(一般住宅)	0577-35-3356
	高山市商工課(事業所、店舗併用住宅)	0577-35-3144
関市	企画広報課	0575-23-7014
中津川市	障害援護課	0573-66-1111
恵那市	危機管理課防災係	0573-26-2111
美濃加茂市	総務部税務課市民税係	0574-25-2111
可児市	高齢福祉課	0574-62-1111
山泉市	福祉課	0581-22-6837
飛騨市	危機管理課	0577-62-8902
本巣市	総務課	0581-34-5020
郡上市	社会福祉課(八幡町)	0575-67-1811
	白鳥振興課	0575-82-3111
	高鷲振興課	0575-72-5111
	大和振興課	0575-88-2211
	美並振興課	0575-79-3111
	明宝振興課	0575-87-2211
和良振興課	0575-77-2211	
下呂市	危機管理課税務課	0576-24-2222
坂祝町	総務課	0574-26-7111
七宗町	税務課	0574-48-1144
八百津町	健康福祉課	0574-43-2111
白川町	総務課行政係	0574-72-1311
東白川村	村民課税務係	0574-78-3111
白川村	総務課庶務係(消防担当)	05769-6-1311
岐阜市	福祉政策課	058-265-3891



市町村	担当部署	電 話
美濃市	健康福祉課	0575-33-1122
富加町	住民課	0574-54-2111
川辺町	税務課	0574-53-2514

2 被災者のための住宅提供

【公営住宅の支援】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

自治体	担当部署	電 話
可児市	建設部施設住宅課	0574-62-1111
愛知県	建設部建築局公営住宅課県営住宅管理室	052-954-6581
名古屋市	住宅都市局住宅部住宅管理課	052-972-2953

3 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 1世帯当たり58万4千円が上限となります。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象となります。
 - ・ 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと
 - ※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと
 - ・ 自ら修理する資力がないこと（半壊の方）
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。



お金のこと

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

- ◆ 今回の災害でお亡くなりになられた場合に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた場合に災害見舞金が、以下のとおり支給されます。
 - ・ 生計維持者がお亡くなりになられた場合 500万円
 - ・ 生計維持者以外がお亡くなりになられた場合 250万円
 - ・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円
 - ・ 生計維持者以外が重度の障害を受けた場合 125万円
- ◆ 岐阜県においても住宅が被害を受けられ方に災害見舞金を支給しています。
 - ・ 住家の全壊世帯 30万円
 - ・ 住家の半壊世帯 10万円
- ◆ また、お住まいの市町村から災害見舞金等が支給される場合があります。
- ◆ 上記の災害弔慰金、災害見舞金について、詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

5 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。



6 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき一回限り10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページに詳細を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123504.html>

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

7 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金または補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353（通話料無料）

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。



8 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時～17時）。

9 雇用保険に関する特別措置及び雇用調整助成金

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災した事業所に雇用されている方、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特別措置が実施されています。

- ◆ 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます（一定の要件があります）。

詳しくは、最寄りのハローワークまたは岐阜労働局所業安定部職業安定課（058-245-1311）にお問い合わせください。

- ◆ 災害に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者の休業についての手当てを支払う場合、雇用調整助成金が利用できます。

詳しくは、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。



ハローワーク等	お問い合わせ先	管轄区域
岐阜労働局職業安定部 職業安定課	058-245-1311	
ハローワーク岐阜 (職業安定所)	058-247-3211	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・ 瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡
ハローワーク多治見 (職業安定所)	0572-22-3381	多治見市・瑞浪市・土岐市・可児市・ 可児郡
ハローワーク高山 (職業安定所)	0577-32-1144	高山市・飛騨市・下呂市(美濃加茂 公共職業安定所の管轄区域を除 く。)・大野郡
ハローワーク関 (職業安定所)	0575-22-3223	関市・美濃市
ハローワーク岐阜八幡 (職業安定所)	0575-65-3108	郡上市
ハローワーク美濃加茂 (職業安定所)	0574-25-2178	美濃加茂市・下呂市のうち金山町・ 加茂郡
ハローワーク中津川 (職業安定所)	0573-66-1337	中津川市

10 労働保険

- ◆ 事業に雇用される労働者が「工作中」や「通勤途中」に負傷された場合、労災保険給付が受けられます。
- ◆ 所属事業場が倒壊するなど、労災保険給付請求書等に事業主の証明を受けることが困難な場合には、当面の間、請求書等に事業主の証明がなくとも労働基準監督署で受け付けます。

詳細は最寄りの労働基準監督署又は岐阜労働局労働基準部労災補償課 (Tel 058-245-8105) までお問い合わせください。



役所の手続きのこと

1 1 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署	お問い合わせ先	管轄区域
大垣税務署	0584-78-4101	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
岐阜北税務署	058-262-6131	岐阜市(JR東海高山本線以北及びJR東海岐阜駅以西の東海道本線以北に属する地域) 山県市、瑞穂市、本巣市、本巣郡
岐阜南税務署	058-271-7111	岐阜市の一部、羽島市、各務原市、羽島郡
関税務署	0575-22-2233	関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、加茂郡
高山税務署	0577-32-1020	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡
多治見税務署	0572-22-0101	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡
中津川税務署	0573-66-1202	中津川市、恵那市



1 2 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

県税事務所	お問い合わせ先	管轄区域
岐阜県税事務所	058-214-6704	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡(岐南町、笠松町)、本巣郡(北方町)
西濃県税事務所	0584-73-1111	大垣市、海津市、養老郡(養老町)、不破郡(垂井町、関ヶ原町)、安八郡(神戸町、輪之内町、安八町)、揖斐郡(揖斐川町、大野町、池田町)
中濃県税事務所	0575-33-4011	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡(坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村)、可児郡(御嵩町)
東濃県税事務所	0572-23-1111	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨県税事務所	0577-33-1111	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡(白川村)
自動車税事務所	058-279-3781	県内全域の自動車税、自動車取得税(高山市、飛騨市、下呂市、大野郡の随時課税分を除く。)
岐阜県庁税務課	058-272-1420	

1 3 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。



1 4 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

◆ 電話

各電話会社において、災害救助法の適用区域の被災者に対し電話料金の支払い期限の延長（1か月程度）等の支援措置を実施しています。

N T T 西日本	料金問合せ受付	116、0800-2000-116
N T T ドコモ	ドコモ携帯電話から	（局番なし）151（通話料無料）
	一般電話などから	0120-800-000（通話料無料）
a u	a u 携帯電話から	（局番なし）157（通話料無料）
	一般電話などから	0077-7-111（通話料無料）
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	（局番なし）157（通話料無料）
	一般電話などから	0800-919-0157（通話料無料）

- ◆ N H K では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、平成30年7月及び8月分の受信料が免除になります。
- ◆ 詳しくは N H K（0570-077-077 9:00～20:00 ご利用になれない場合 050-3786-5003（有料））にお問い合わせください。



- ◆ 中部電力では、災害救助法適用市町村及び隣接地域において、電気料金の支払期日の延長、家屋再建のための工事費負担金の免除、使用不能設備の基本料金の免除等を実施しています。中部電力の岐阜カスタマーセンター（0120-985-930）にお申し込みください。

15 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、被災者専用フリーダイヤル（0120-010-551）[月曜 8:30～19:00、その他平日8:30～17:15、第2土曜日9:30～16:00]、最寄りの年金事務所 [平日8:30から17:15]にお問い合わせください。
また、日本年金機構のホームページに詳細を掲載しています。

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2018/20180720.html>

年金事務所	お問い合わせ先	管轄区域	
		健康保険・厚生年金保険	国民年金
岐阜北年金事務所	0596-27-3601	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡	岐阜市、山県市、瑞穂市、本巣市、本巣郡
岐阜南年金事務所	058-273-6161	-	羽島市、各務原市、羽島郡
多治見年金事務所	0572-22-0255	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市	同左
大垣年金事務所	0584-78-5166	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡	同左
美濃加茂年金事務所	0574-25-8181	美濃加茂市、関市、美濃市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡	同左
高山年金事務所	0577-32-6111	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡	同左



役所の手続きのこと

1 6 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。岐阜法務局不動産登記部門にお問い合わせください。

電 話：058-245-3509

受付時間：平日8:30～17:15

1 7 運転免許証の再交付

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。また、再交付手数料が免除される場合があります。
- ◆ 詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。

運転免許講習センター	お問い合わせ先
岐阜運転者講習センター	058-295-1010
多治見運転者講習センター	0572-23-3437
東濃運転者講習センター	0573-68-8032
飛騨運転者講習センター	0577-33-3430
西濃運転者講習センター	0584-91-6301
中濃運転者講習センター	0575-23-1484



18 自動車の廃車手続き等

- ◆ 被災自動車（軽自動車除く）の廃車手続きの際には申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑証明書、所有者の実印を準備し、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きする必要があります。

なお、手続きにつきましてはその他必要となる書類もありますので、下記運輸支局又は検査登録事務所までお問合せ下さい。

名称	電話番号	管轄区域
岐阜運輸支局	050-5540-2053	岐阜県（飛騨自動車検査登録事務所の管轄に属するものを除く。）
飛騨自動車検査登録事務所	050-5540-2054	岐阜県のうち高山市、下呂市、飛騨市、大野郡

（注）ダイヤル後、音声ガイダンスが流れます。流れ始めましたら「037」とプッシュして下さい。

- ◆ 軽自動車の廃車手続については、下記の軽自動車検査協会にお問合せください。

名称	電話番号	管轄区域
軽自動車検査協会岐阜事務所	050-3816-1775	岐阜県

軽自動車検査協会ホームページ「Q & A」のコーナーからも廃車手続に必要な書類等を確認することができます。

- ◆ 大雨による浸水被害等を受けて水に浸かった車両は、水が引いても使用しないでください。外見上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、自分でエンジンをかけず、お買い求めの販売店、最寄りの整備工場にご相談ください。



役所の手続きのこと

19 特定非常災害の指定により講じられる措置

◆ 平成30年7月豪雨災害が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

- ① 運転免許のような許認可等について存続期間（有効期間）が最長で平成30年11月30日（金）まで延長されます。

〔平成30年6月28日以後に満了する許認可等が対象です。対象となる許認可、対象地域、延長後の満了日は今後、各府省の告示で定められ、下記の総務省特設ページ等でお知らせします。〕

- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（平成30年9月28日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）

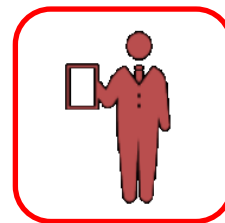
上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。）

<総務省特設ページ>

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000283.html



民間の手続きのこと



20 損害保険

◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社
- ・そんぽADRセンター(受付時間 9:15~17:00 ナビダイヤル0570-022-808)
(I P 電話からは082-553-5201)

証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・自然災害損保契約照会センター(受付時間 9:15~17:00)
- ・フリーダイヤル0120-501-331 (I P 電話からは03-6836-1003)

21 生命保険の契約内容

◆ 生命保険会社、かんぽ生命では、災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、保険料の払い込み猶予期間の延伸(最長6か月)、保険金の非常時即時払い等の非常取扱いを実施しています。詳しくは、ご契約の生命保険会社、かんぽ生命にお問い合わせください。

また、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル0120-001-731
- ・かんぽコールセンター フリーダイヤル0120-552-950



民間の手続きのこと

2 2 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行っています。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420
- ・金融庁相談ダイヤル
ナビダイヤル0570-016-811（IP電話からは03-5251-6811）

2 3 法律相談等の窓口

【法テラス】

- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、被災者の方を対象とした無料法律相談を行っています。弁護士・司法書士による面談での相談は最寄りの法テラスにご連絡ください。

法テラス岐阜 電話：050-3383-5471

受付日時：平日9時～17時（土、日、祝休日、年末年始を除く）

- ◆ 災害に関する法的問題の解決に役立つ制度や相談窓口の情報提供については、下記のフリーダイヤルにお問合せください。

電話：0120-^{おなやみレスキュー}078309

受付日時：平日9時～21時、土曜9時～17時



2 4 消費生活相談窓口

- ◆ 国民生活センターでは、今回の災害の被災地域及び被災者の方を対象として「平成 30 年 7 月豪雨消費者トラブル 110 番」を開設し、岐阜県内からつながる下記のフリーダイヤル（通話料無料）で、消費生活に関する相談を受け付けています。

【相談特設番号】 フリーダイヤル 0120-7934-48

【相談受付時間】 10 時～16 時（土曜日曜祝日含む）

※ 050 から始まる IP 電話からはお受けできませんので、

03-5793-4110（有料）で対応します。



医療・健康のこと

25 医療機関の受診

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者（健保は協会けんぽ、国保は市町村）、各医療機関にお問い合わせください。
- ◆ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、下記①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告していただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります（平成30年10月末まで）。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方



26 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、 JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、①災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還の減額返還・返還期限猶予は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を同機構に提出する必要があります。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金（10万円（返還不要））の申請受付をしています。在学している学校を通じて申し込む必要があります。



事業者の方へ

27 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口又はお近くの商工会議所にお問い合わせください。

機関	支店		お問い合わせ先
日本政策金融公庫	岐阜支店	中小企業事業	058-265-3171
		国民生活事業	058-263-2136
	多治見支店	国民生活事業	0572-22-6341
商工組合中央金庫	岐阜支店		058-263-9191
	高山営業所		0577-32-3353
岐阜県信用保証協会			058-276-6924
岐阜市商工会議所			058-265-4611
岐阜商工会議所			058-264-2131
大垣商工会議所			0584-78-9111
高山商工会議所			0577-32-0380
多治見商工会議所			0572-25-5000
関商工会議所			0575-22-2266
中津川商工会議所			0573-65-2154
美濃商工会議所			0575-33-2168
神岡商工会議所			0578-82-1130
土岐商工会議所			0572-54-1131
瑞浪商工会議所			0572-67-2222
恵那商工会議所			0573-26-1211
各務原商工会議所			058-382-7101
美濃加茂商工会議所			0574-24-0123
可児商工会議所			0574-61-0011
羽島商工会議所			058-392-9664
岐阜県商工会連合会			058-277-1068
岐阜県中小企業団体中央会			058-277-1100
全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
岐阜県よろず支援拠点			058-277-1088
独立行政法人 中小企業基盤整備機構中部本部			052-201-3003
中部経済産業局産業部中小企業課			052-951-2748



28 会社・法人の印鑑カード等を紛失した場合

- ◆ 会社の代表者の印鑑や印鑑カードを紛失された場合には、岐阜法務局までお問合せください。

電話：058-245-3858

受付時間：平日8:30~17:15

29 農林漁業関係の災害復興

- ◆ 農林水産省相談窓口

東海農政局岐阜県拠点 電話：058-271-4044

- ◆ 被災された農業者の方々の資金繰りを支援するため、岐阜県庁農業経営課及び各農林事務所に「平成30年7月豪雨被災農業者の融資相談窓口」を設置しています。

機関	お問い合わせ先
岐阜県庁 農業経営課 農業共済・金融係	058-272-8433
岐阜農林事務所 農業振興課	058-213-7904
西濃農林事務所 農業振興課	0584-73-1111(代)
揖斐農林事務所 農業振興課	0585-23-1111(代)
中濃農林事務所 農業振興課	0575-33-4011(代)
郡上農林事務所 農業振興課	0775-67-1111(代)
可茂農林事務所 農業振興課	0574-25-3111(代)
東濃農林事務所 農業振興課	0572-23-1111(代)
恵那農林事務所 農業振興課	0573-26-1111(代)
下呂農林事務所 農業振興課	0576-52-3111(代)
飛騨農林事務所 農業振興課	0577-33-1111(代)



そのほかの情報

30 発達障害のある方の支援

- ◆ 発達障害のある方とそのご家族を対象に、ご自宅や避難所での困りごとについて相談・支援を行っています。
- ◆ 支援を詳しくは、以下の相談窓口へご相談ください。
○発達障がい児(おおむね18歳未満)やその家族の相談支援を行います。

相談窓口	お問い合わせ先	管轄区域
岐阜県発達障害者支援センターのぞみ	058-233-5106	岐阜圏域
中濃圏域発達障がい支援センター	0575-23-2551	中濃圏域
東濃圏域発達障がい支援センター	0572-54-4230	東濃圏域
飛騨圏域発達障がい支援センターそらいろ	0577-35-6780	飛騨圏域

- 成人期(18歳以上)の発達障がいのある者や学生などの就労に関する相談支援を行います。

相談窓口	お問い合わせ先	管轄区域
清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ	058-215-8248	岐阜圏域
ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	0575-24-5880	中濃圏域
東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトt	0572-26-9721	東濃圏域
ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむ	0577-32-8736	飛騨圏域

31 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている場合やボランティア活動への参加を希望されている場合は、各市町村の社会福祉協議会にお問合せください。



3 2 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットの飼育全般の相談を受け付けています。

保健所	お問い合わせ先	管轄区域
岐阜保健所	058-380-3003	羽島市、各務原市、 羽島郡
本巣・山県センター	058-213-7268	瑞穂市、山県市、 本巣市、本巣郡
西濃保健所	0584-73-1111	大垣市、海津市、 養老郡、不破郡、 安八郡
揖斐センター	0585-23-1111	揖斐郡
関保健所	0575-33-4011	関市、美濃市
郡上センター	0575-67-1111	郡上市
可茂保健所	0574-25-3111	美濃加茂市、可児市、 加茂郡、可児郡
東濃保健所	0572-23-1111	多治見市、瑞浪市、 土岐市
恵那保健所	0573-26-1111	中津川市、恵那市
飛騨保健所	0577-33-1111	高山市、飛騨市、 大野郡
下呂センター	0576-52-3111	下呂市
岐阜市保健所	058-252-7195	岐阜市



3 3 太陽光発電システムに関する相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、

- ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
- ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

TEL：03-5253-5450（直通）

- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

<http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html>

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F

TEL：03-6268-8544

被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。

http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

TEL：03-5521-8358（内線6825）